

第118号議案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例(昭和30年島根県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第2条 議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例(平成14年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第1条、第2条の前の見出し及び同条から第4条までの規定中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表第1中「報酬の額」を「議員報酬の額」に改める。

(議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員の報酬の特例に関する条例(平成14年島根県条例第50号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

本則中「報酬の額」を「議員報酬の額」に、「議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例」を「議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例」に、「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

(島根県附属機関設置条例の一部改正)

第4条 島根県附属機関設置条例(昭和43年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部島根県特別職報酬等審議会の項中「議員の報酬」を「議員の議員報酬」に改める。

(島根県議会図書室条例の一部改正)

第 5 条 島根県議会図書室条例 (昭和23年島根県条例第52号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「地方自治法第100条第17項」を「地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第100条第18項」に改める。

(島根県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第 6 条 島根県政務調査費の交付に関する条例 (平成13年島根県条例第31号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。